

答弁書第八五号

内閣参質一七一第八五号

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出食料の廃棄量に係る情報収集の責務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出食料の廃棄量に係る情報収集の責務に関する質問に対する答弁書

農林水産省においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第五条第二項の規定を踏まえ、毎年度、食品関連事業者による食品廃棄物の再生利用等の状況について調査を行い、食品廃棄物全体の推計発生量を含めた調査結果を公表しているが、食品循環資源の再生利用等の促進の観点からは米、大豆など品目別の食品廃棄物の数量等について把握する必要があることから、当該数量等の調査は行っていない。

また、実際に品目別の食品廃棄物の数量等を把握することは著しく困難であり、可食部分のうちの品目別の食品廃棄物の数量等は不明であるため、先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣参質一七一第二三号）の一についてで答えたとおり、廃棄される食料を除いた場合の食料自給率をお示しすることは困難である。

